

年度末に向けた労働災害の防止について

労働災害防止のための基本的対策を再確認しましょう

いわき労働基準監督署管内における、毎年1月～3月の労働災害は、下記の4種類の事故の型の労働災害で、労働災害全体の**約7割**を占めています。

第14次労働災害防止計画中間年度の締めくくりに当たり、「転倒」、「墜落・転落」、「はされ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」による労働災害について、基本的対策の再確認をお願いします!!

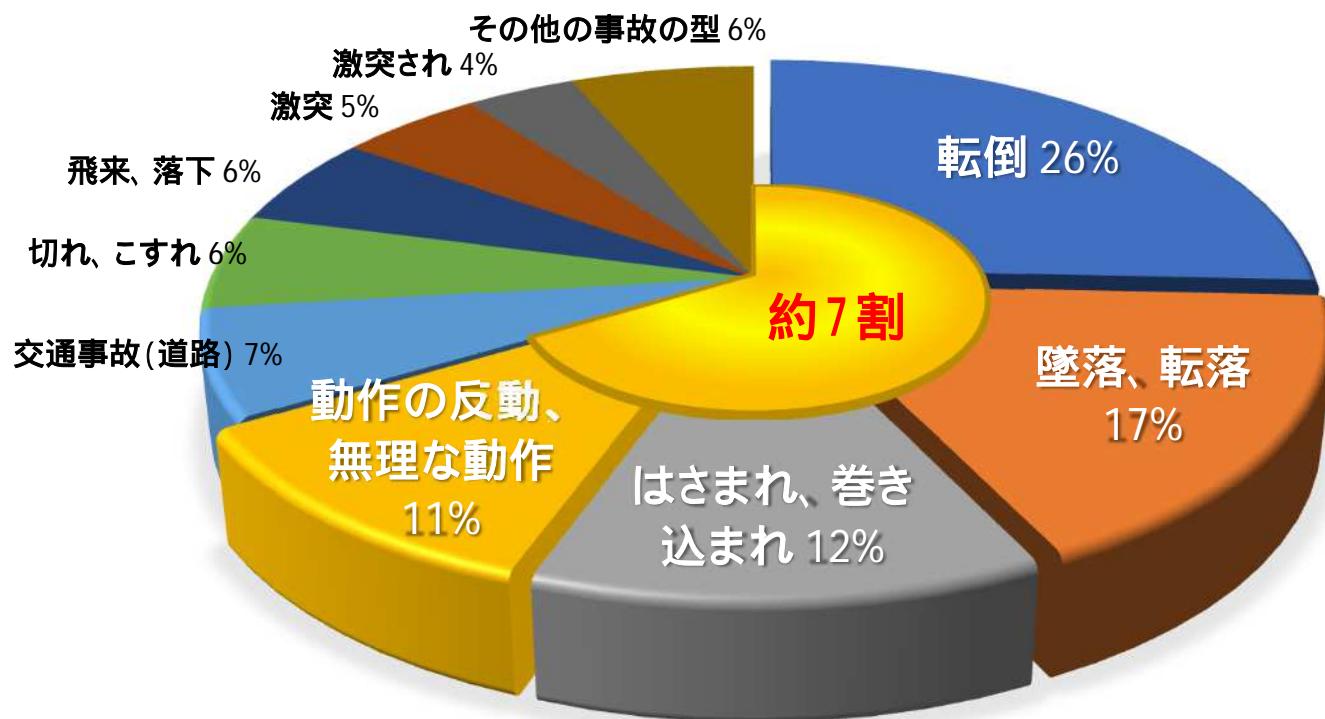
◆「転倒」

◆「墜落・転落」

◆「はされ・巻き込まれ」

◆「動作の反動・無理な動作」

毎年1月～3月の労働災害(平成20年～令和7年)



労働者死傷病報告(休業4日以上)による
(新型コロナウイルス感染症関係を除く)



いわき労働基準監督署

事故の型別にみた労働災害防止のための基本的対策

「転倒」、「墜落・転落」、「はざまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」による労働災害を防止するため、従来から取り組んでいる、基本的な労働災害防止対策を再度確認し、その定着に努めましょう。

事故の型	基本的対策
転倒	 <p>安全な作業通路の確保 4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動の徹底 安全な歩き方・作業方法 作業に適した履物の着用</p>
墜落・転落	 <p>足場などの安全な作業床を設置 手すりや柵の設置 はしご、踏み台、脚立の滑り止め 昇降設備の設置 墜落制止用器具、ヘルメットの着用</p>
巻き込まれ・はざまれ	 <p>危険性の低い機械への変更 囲い、覆い、安全装置 非常停止ボタン 修理、点検時の運転停止と運転禁止の表示</p>
動作の反動・無理な動作	 <p>機械による自動化、省力化 取り扱う重量の制限 作業の姿勢、動作、手順、時間などについての作業標準 腰痛予防体操</p>

上記の基本的対策のほか、「安全・衛生教育」、「注意喚起(危険の見える化など)」も組み合わせて、労働災害防止のための対策を講じてください。